

名護市循環型社会形成推進地域計画

平成 28 年 1 月 19 日策定
平成 28 年 11 月 4 日変更
平成 30 年 11 月 29 日変更
令和 元年 月 日変更

沖縄県 名護市

目 次

名護市 循環型社会形成推進地域計画	1
1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域（添付資料 1）	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化の検討状況	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	4
3 施策の内容	5
(1) 発生抑制、再使用の推進	5
(2) 処理体制	7
(3) 処理施設等の整備	9
(4) 施設整備に関する計画支援事業	9
(5) その他の施策	10
4 計画のフォローアップと事後評価	11
(1) 計画のフォローアップ	11
(2) 事後評価及び計画の見直し	11
様式 1	12
様式 2	14
様式 3	15
【参考資料様式 1】	16
【参考資料様式 2】	17
【参考資料様式 7】	18
添付資料 1 対象地域図	19
添付資料 2 現在及び将来のごみの分別区分	20
添付資料 3 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（ごみ）	21
添付資料 4 地域内の施設現況と予定（焼却施設、資源化施設、最終処分場）	22
添付資料 5 現有処理施設の概要（その 1）	23
添付資料 5 現有処理施設の概要（その 2）	24

名護市 循環型社会形成推進地域計画

沖縄県

名護市

申請日 平成 28 年 1 月 19 日

変更日 平成 28 年 11 月 4 日

変更日 平成 30 年 11 月 29 日

変更日 令和元年 月 日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域（添付資料 1）

構成市町村名 : 沖縄県名護市

面積 : 210.90km²

人口 : 62,939 人（平成 30 年 10 月 1 日現在）

(2) 計画期間

本計画は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

沖縄本島に属する市町村で最大の面積を有する本市は、北西側を本部町、今帰仁村、北東側を大宜味村、東村、南側を恩納村、宜野座村に接している。東西に 25km、南北に 20km の広がりをもつ本市の総面積は、210.90 km² であり、中心市街は名護湾に臨み、名護岳、八重岳等の古生層の山地がそびえ、西海岸側と東海岸側の両方に海岸線を有している。

本市には、沖縄自動車道の起点となる許田 I C や国道 58 号、東西に延びる国道 329 号、331 号、449 号などがあり、名護湾沿岸に形成された市街地には、産業、医療、教育、行政等の都市機能が集積している。本市は、沖縄本島北部地域の中核としての役割を担っていることもあり、人口が年々増加していることに加え、事業系一般廃棄物の排出量が増えている傾向にある。

事業系ごみの発生量が増加傾向にあることから、排出事業者に対して、廃棄物減量・リサイクルの指導を行い、その発生抑制及び再生利用の推進を図る。

家庭系ごみについては、効率的な分別区分を構築するとともに、出前講座等を開催し、市民へごみ分別の啓発を進めるとともに、その効果や問題点の整理を行いながら、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

(4) 広域化の検討状況

平成 21 年 3 月に策定された「沖縄県ごみ処理広域化計画」では、北部、中部、南部、宮古、八重山の 5 ブロックごとに分割され、名護市は、将来的に沖縄本島北部ブロック（名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町）として広域化を図ることとされている。

しかし、当計画は、6 市町村の各施設の更新時期の隔たり等のため広域化が厳しい状況であり協議が整っていない。当面は現状の処理体制を継続し、今後、近隣自治体、関係機関との調整を図り広域化の検討を進めていく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

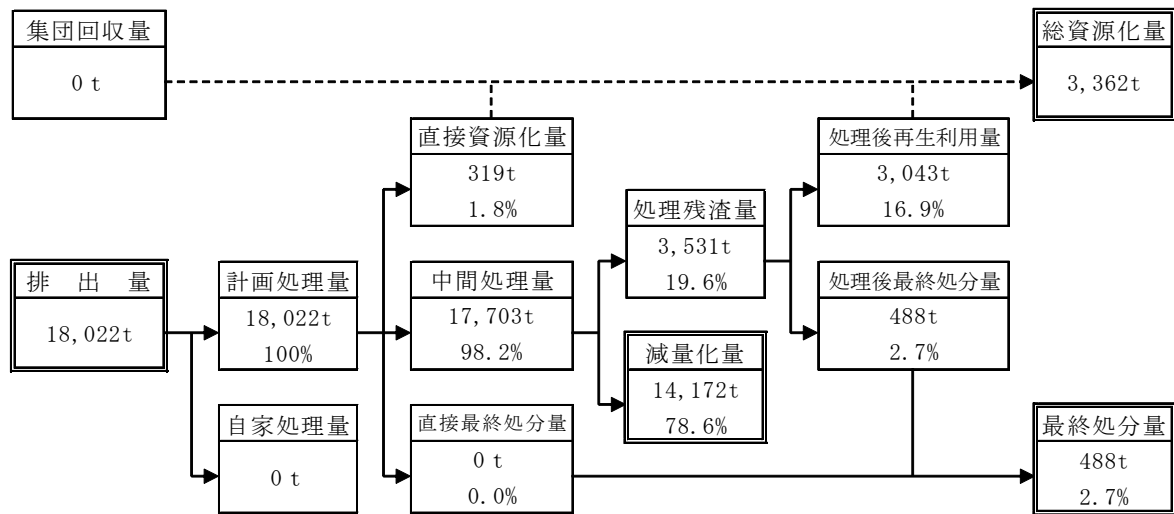
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 26 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 に示すとおりである。

総排出量は、18,022t であり、再生利用される「総資源化量」は 3,362t、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）÷（ごみの総処理量＋集団回収量））は 18.7%である。

中間処理による減量化量は 14,172t であり、排出量のおおむね 8 割が減量化されている。また、排出量の 2.7%にあたる 488t が埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 15,944 t である。



※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 26 年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。目標達成時の一般廃棄物の処理状況フローは図 2 に示すとおりである。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) 平成26年度	目 標 (割合 ^{※1}) 令和5年度
排 出 量	事業系 総排出量	10,864 トン	10,339 トン (-4.8%)
	1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	3.49 トン/事業所	3.29 トン/事業所 (-5.7%)
	生活系 総排出量	7,158 トン	6,829 トン (-4.6%)
	1 人当たりの排出量 ^{※3}	91.1 kg/人	88.7 kg/人 (-2.6%)
合 計 事業系生活系排出量合計		18,022 トン	17,168 トン (-4.7%)
再生利用量	直接資源化量	319 トン (1.8%)	605 トン (3.5%)
	総資源化量	3,362 トン (18.7%)	3,365 トン (19.6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	- MWh - GJ	- MWh 不明 GJ
減量化量	中間処理による減量化量	14,172 トン (78.6%)	13,345 トン (77.7%)
最終処分量	埋立最終処分量	488 トン (2.7%)	458 トン (2.7%)

令和5年度の事業所数：2,993事業所（統計局「平成28年度経済センサス」より）

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。但し、総資源化量は総排出量に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

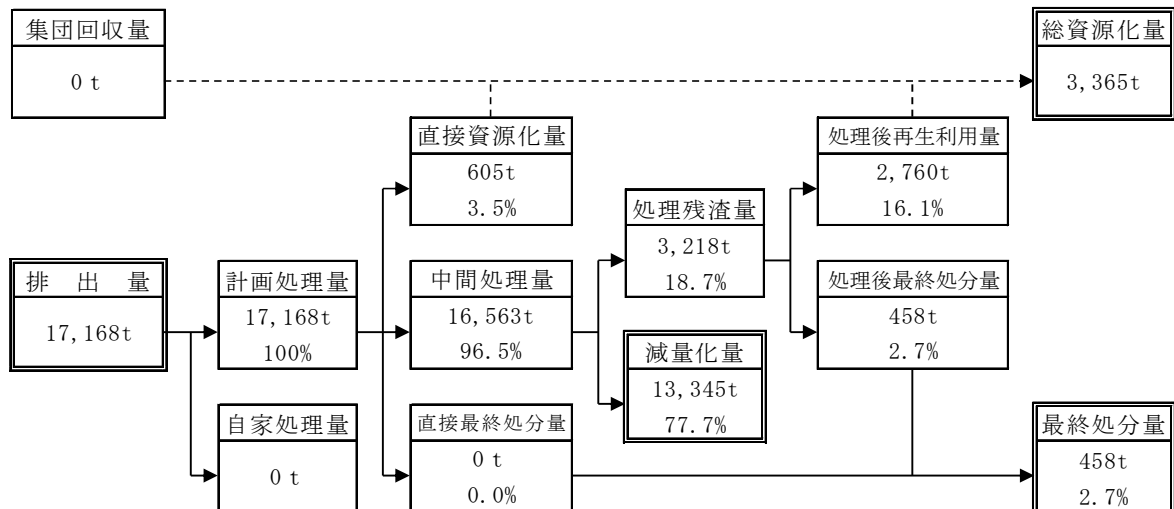


図 2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和5年度)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

ごみ処理手数料は、単純従量制を採用しており、生活系、事業系ともにそれぞれ6区分の指定袋容量に単価を乗じた料金設定としている。対象品目は、燃やしていいごみ、燃えないごみ、ゴム製品、その他プラスチック・ビニールの4品目としており、指定袋に入らない粗大ごみについては、大きさに応じて2区分の処理手数料シールを設定している。

ごみ処理手数料は、ごみ指定袋並びに粗大ごみ処理手数料シールを小売店で購入する前納方式により徴収している。

今後も指定ごみ袋製による有料化を継続して行い、ごみの減量化に努めたい。

イ 環境教育

- ・ごみ処理・リサイクル施設を積極的に開放し、市民及び事業者を対象とした学校等、学習会・見学会を企画・開催する。
- ・環境教育への取り組みに対する各年齢層に応じた働きかけを強化し、ごみや環境に関する教育を充実させる。

ウ 普及啓発

- ・ごみ収集カレンダー、環境対策広報誌「エコナゴ」の配布、『名護市エコステ 3R なごころ』（環境啓発施設）、電子メールやホームページ等、多様な媒体を活用した情報発信を行い、ごみ減量・リサイクルへの自主的な取り組みを促進する。
- ・各行政区及び自治会に地域住民・事業者によるクリーン指導員を設置し、小さなコミュニティでの啓発活動を促進する。また、クリーン指導員に対して講習会を開き、ごみ減量・リサイクルについてより理解を深めてもらう。
- ・地域のクリーン指導員と連携し、戸別訪問や説明会開催等により、分別ルールの徹底を図る。
- ・出前講座等を定期的で開催し、市民・事業者の参加を促進する。
- ・「環境フェア」の開催等によりごみ減量や資源化について考える機会を提供する。
- ・使用可能な粗大ごみをリユース抽選会やバザー・フリーマーケット等の開催をとおして、不用品の再使用、長期使用のシステム作りを推進する。
- ・新聞・雑誌・空き缶については、集団回収に出す等、民間業者の回収ルートを活用する。
- ・ごみ減量・リサイクル責任者の設置を推進する等、事業者に対して、ごみの自己処理責任の周知徹底、指導強化を行い、ごみの排出量の抑制、分別の徹底を推進する。

エ 助成

- ・生ごみ処理機及び処理容器補助制度を更に推進し、自家処理による生活系生ごみの減量化を図る。

オ マイバック運動、レジ袋対策

- ・レジ袋を減らすための啓発活動に努めると同時に、市民・事業者を巻き込んだキャンペーン活動の実施に積極的に取り組み、マイバッグ運動の推進事業を展開する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみ処理体制の現状と今後

本市の分別区分及び処理方法は表2に示すとおりである。また、分別区分毎のごみの種類の内容を添付資料2に示す。

燃やしていいごみは、名護市環境センターで焼却処理を行っており、焼却灰は民間のセメント工場へセメント原料として処理委託を行っている。セメント原料不適物および飛灰処理物は、名護市一般廃棄物最終処分場で埋立て処分をしている。

既存施設における地元協定において、プラスチック類の焼却割合の制限があることからその他プラスチックおよびゴム製品については、分別収集を行い他自治体へ処理を委託している。

空きカン、空きびん・ガラス類はリサイクルセンターで選別・圧縮処理を行い、ペットボトル、プラスチック製容器包装は容器包装リサイクル処理設備において選別・圧縮・梱包処理を行い資源化している。

燃えないごみは名護市一般廃棄物最終処分場で埋立て処分をしている。

可燃系の粗大ごみは、種類に応じて前記の名護市環境センターや他自治体で処理を行い、不燃系の粗大ごみは、売却または委託処理を行っている。

今後は、その他プラスチック・ビニール、ゴム製品、プラスチック製容器包装を燃やしていいごみとして収集し、老朽化が著しい既存施設に変わる（仮称）名護市新環境センターにおいて焼却処理を行ない、焼却残渣は引き続きセメント原料として利用する。また、資源ごみ、燃えないごみ、粗大ごみについては、処理の集約、資源化の促進を目的とした（仮称）名護市リサイクルセンターにおいて処理を行うものとする。なお、食用油の収集は廃止する。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

今後とも生活ごみの分別区分に準じて処理を行うものとする。ごみの自己処理責任の周知徹底、指導強化を行い、ごみの排出量の抑制や分別の徹底を推進するとともに、多量の事業系ごみを排出する事業者に対しては、事業所における事業系ごみの減量、処理に関する計画を作成し、計画を実行するよう推進してごみの減量化を図る。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市所有の一般廃棄物処理施設においては産業廃棄物の処理を行っていない。今後も本市が所有する一般廃棄物処理施設において、産業廃棄物を処理する見込みはない。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇新たな焼却施設を整備することによって、燃やしていいごみの適正処理を行う。
- ◇リサイクルセンターを整備することによって、資源ごみ処理の集約化を行うとともに、資源化を促進する。また、不燃系ごみからの資源回収や破碎による埋立物の減容化を行い、資源回収、最終処分場の延命化を図る。
- ◇事業系ごみを多量に排出する事業者に対し、減量、処理に関する計画を作成させ、計画管理を行うことにより、事業系ごみの発生を抑制する。

表 2 ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

分別区分	現状 (平成 26 年度)			処理実績 (t/年)		
	処理方法	処理施設				
		一次処理	二次処理			
燃やしていいごみ	焼却	名護市環境センター	【焼却灰】 民間セメント工場へ処理委託 【セメント不適物】 名護市一般廃棄物最終処分場	14,354		
紙おむつ						
その他のプラスチック・ビニール	焼却	他自治体へ処理委託		1,380		
ゴム製品				2		
粗大ごみ	焼却 破砕	木質系 : 名護市環境センター プラスチック・ビニール系 : 他自治体へ処理委託 不燃系 : 売却または委託		98		
燃えないごみ	埋立	名護市一般廃棄物最終処分場		66		
空き缶	選別 圧縮	リサイクルセンター	売却	106		
空きびん・ガラス類			委託	736		
ペットボトル	選別 圧縮 梱包	容器包装リサイクル処理設備	売却	143		
プラスチック製容器包装				708		
家庭用金属類	選別 保管	売却		75		
小型家電製品				56		
古紙類				60		
古着				28		
食用油				18		
有害ごみ				委託		29

※別途、散乱ごみ、草木などの清掃活動ごみ (163 t) がある。



分別区分	将来 (令和 5 年度)			推定処理量 (t/年)
	処理方法	処理施設		
		一次処理	二次処理	
燃やしていいごみ (その他プラスチック・ビニール、ゴム製品、プラスチック製容器包装、食用油を含む)	焼却	(仮称) 名護市新環境センター	【焼却灰】 民間セメント工場へ処理委託 【セメント不適物】 (仮称) 沖縄県公共関与管理型最終処分場	14,998
紙おむつ				
粗大ごみ	焼却 破砕	可燃性 : (仮称) 名護市新環境センター 不燃性 : (仮称) 名護市リサイクルセンター		135
燃えないごみ	破砕 選別 圧縮 梱包 保管	(仮称) 名護市リサイクルセンター	【可燃残渣】 (仮称) 名護市新環境センター 【不燃残渣】 (仮称) 沖縄県公共関与管理型最終処分場 【有価物等】 売却または委託	62
空き缶				111
空きびん・ガラス類				798
ペットボトル				137
金属類				132
古紙類				541
古着				34
有害ごみ				30

※別途、散乱ごみ、草木などの清掃活動ごみ (190 t) がある。

(3) 処理施設等の整備

廃棄物処理施設

上記(2)に示す処理体制で処理を行うため、表のとおり必要な施設整備を行う。

表 3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	焼却施設	(仮称)名護市新環境センター整備事業	58 t/日	名護市安和地内	令和3～5年度
2	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称)名護市リサイクルセンター整備事業	6 t/日	同上	令和3～5年度

【整備理由】

事業番号1 : 既存施設老朽化(築42年)による新規施設整備。可燃ごみ(可燃性廃棄物)の安定・適正処理の促進。

事業番号2 : 処理の集約、資源化の促進。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表 4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称)名護市新環境センター整備事業(事業番号1)に係る計画支援事業	環境影響事前調査 測量・地質調査 基本設計 発注者支援業務 敷地造成基本設計・実施設計	平成28年度 ～ 令和2年度
32	(仮称)名護市リサイクルセンター整備事業(事業番号2)に係る計画支援事業	環境影響事前調査 測量・地質調査 基本設計 発注者支援業務 敷地造成基本設計・実施設計	平成28年度 ～ 令和2年度

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

ごみ減量やリサイクル推進に取り組み、再生原料で作られた商品やリサイクルしやすい商品を多く取り扱っているような販売業者をエコショップとして認定し、積極的にPRするとともに、事務用品、コピー用紙、トイレットペーパー等の庁用品は再生利用品を使用する。市自らが率先して再生利用品を使用することで、市全域への普及を働きかける。

イ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発については、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力し、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

不法投棄等の不正処理を防止するため、市民、事業者への普及・啓発に努め、警察及び周辺行政区等との連携を図りながら、監視体制を強化するとともに、違反者に対しては厳格な対応を行う。

エ 焼却施設の二酸化炭素削減及び余熱利用対策

新たに整備する焼却施設では、重油代替燃料としてLNG（液化天然ガス）を使用することを検討する。LNGは、他の化石燃料に比べて、燃焼時の二酸化炭素の排出量が少なく、硫黄酸化物やばい煙が発生しない。

余熱利用に関し、地域住民から、焼却施設で発生する余熱等を地域の為に利活用して欲しいとの要望が出ている。余熱利用方法として、トランスヒートコンテナにより焼却施設の余熱を潜熱蓄熱材（PCM）を充填したコンテナに貯めて車で運び、給湯や空調の熱源として利用する事を検討する。

しかし、現段階では、循環型社会形成の施策として検討を行った結果、費用対効果が望めないため、採用は困難となっている。引き続き調査・検討を行う予定である。

オ 災害時の廃棄物処理に関する事項

短期的に集中的かつ多量に発生・排出される災害ごみ等を、生活環境に支障が生じないように効率的に収集するために、令和2年度に災害廃棄物処理計画を策定するとともに、収集・処理体制を整える。

※仮置場・・・地域自治会長と協議して定める。

※最終処分場・・・原則として(仮称)沖縄県公共関与管理型最終処分場にて行う。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて沖縄県及び国と意見を交換しつつ、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1 (平成 30 年度)

1 地域の概要

(1)地域名	沖縄県名護市	(2)地域内人口	62,939 人	(3)地域面積	210.90km ²
(4)構成市町村等名	名護市	(5)地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和5年度
排 出 量	事業系 総排出量(トン)	10,864	10,869	10,851	11,307	12,352	10,339
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	3.49	3.47	3.49	3.64	3.89	3.29
	生活系 総排出量(トン)	7,158	7,052	7,535	7,520	7,660	6,829
	1人当たりの排出量(kg/人)	91.1	89.2	94.5	93.5	97.8	88.7
	合 計 事業系生活系排出量合計(トン)	18,022	17,921	18,386	18,827	20,012	17,168
再 生 利 用 量	直接資源化量(トン)	319 (1.8%)	326 (1.8%)	333 (1.8%)	356 (1.9%)	609 (3.0%)	605 (3.5%)
	総資源化量(トン)	3,362 (18.7%)	3,338 (18.6%)	3,263 (17.7%)	3,225 (17.1%)	3,663 (18.3%)	3,365 (19.6%)
エ ネ ル ギ 一 回 収 量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—
中 間 処 理 に よ る 減 量 化 量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	14,172 (78.6%)	14,132 (78.9%)	14,689 (79.9%)	15,059 (80.0%)	15,930 (79.6%)	13,345 (77.7%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量(トン)	488 (2.7%)	451 (2.5%)	434 (2.4%)	543 (2.9%)	419 (2.1%)	458 (2.7%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(添付資料3に示す)。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
焼却施設 (名護市環境センター)	名護市	機械化バッチ式	有	40t/日	S52.12	R6.1	【廃止】老朽化	—	—	—	—
焼却施設	名護市	—	—	—	—	—	【新設】 既存施設の老朽化	ストーカ方式	R5.12	58t/日	—
資源化施設 (容器包装リサイクル処理設備)	名護市	選別・圧縮・梱包	有	5.8t/日	H21.2	R6.1	【廃止】集約化	—	—	—	—
資源化施設 (リサイクルセンター)	名護市	選別・圧縮	有	4.8t/日	H18.3	R6.1	【廃止】集約化	—	—	—	—
マテリアルリサイクル推進施設	名護市	—	—	—	—	—	【新設】 集約化および資源化の推進	破碎・選別資源化処理	R5.12	6t/日	—
最終処分場 (名護市一般廃棄物最終処分場)	名護市	準好気性埋立構造 サンドイッチ方式	有	185,000m ³	H7.2	R6.1	【閉鎖】 埋立完了	—	—	—	—
し尿処理施設 (名護市衛生センター)	名護市	好気性二段曝気処理	有	40kl/日	S48.3	—	—	—	—	—	—

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した（添付資料4）。また、各施設の概要書を添付した。（添付資料5）

様式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2 (令和 2 年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模 単位	事業期間 交付期間		総事業費(千円)								交付対象事業費(千円)								備考		
				開始	終了	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4					
○マテリアルリサイクル等に関する事業						1,270,000						212,000	1,058,000	1,016,000							170,000	846,000		
マテリアルリサイクル推進施設 ((仮称)名護市 新環境センター整備事業)	2	名護市	6 t/d	R3	R5	1,270,000						212,000	1,058,000	1,016,000							170,000	846,000	施設建設総事業費 2,116,000千円 令和5年度まで継続して実施する。	
○エネルギー回収等に関する事業						4,911,285						1,001,285	3,910,000	3,973,285							845,285	3,128,000		
焼却施設 ((仮称)名護市 新環境センター整備事業)	1	名護市	58 t/d	R3	R5	4,911,285						1,001,285	3,910,000	3,973,285							845,285	3,128,000	施設建設総事業費 7,819,000千円 令和5年度まで継続して実施する。 造成工事費 219,285千円R3実施	
○施設整備に関する計画支援事業						227,002	33,873	26,639	57,500	98,570	10,420				227,002	33,873	26,639	57,500	98,570	10,420				
(仮称)名護市新環境センター整備事業(事業番号1)に係る計画支援事業	31	名護市		H28	R2	180,258	26,895	21,151	45,655	78,265	8,292				180,258	26,895	21,151	45,655	78,265	8,292				
(仮称)名護市リサイクルセンター整備事業(事業番号2)に係る計画支援事業	32	名護市		H28	R2	46,744	6,978	5,488	11,845	20,305	2,128				46,744	6,978	5,488	11,845	20,305	2,128				
合計						6,408,287	33,873	26,639	57,500	98,570	10,420	1,213,285	4,968,000	5,216,287	33,873	26,639	57,500	98,570	10,420	1,015,285	3,974,000			

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画								備考	
					開始	終了		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
発生抑制 再使用の推 進に関するもの	11	ごみ処理手数料の有料化	家庭系、事業系ともに指定袋容量に単価を乗じた料金設定とし、粗大ごみについては、大きさに応じた処理手数料シールの設定を継続する。	名護市	H28	R4		事業実施									
	12	環境教育の充実	ごみ処理施設を開放し、学習会・見学会を企画・開催、ごみや環境に関する教育を充実させる。	名護市	H28	R4		事業実施									
	13	事業者に対するごみ排出量の削減及び分別の指導強化	事業者に対して、ごみの自己処理責任の周知徹底、指導強化を行い、ごみの排出量の抑制、分別の徹底を推進する。	名護市	H28	R4		事業実施									
	14	生ごみ処理機、処理容器補助の推進	生ごみ処理機及び処理容器補助制度を推進し、自家処理による家庭系生ごみの減量化を図る。	名護市	H28	R4		事業実施									
	15	マイバッグ運動によるレジ袋の削減	レジ袋を減らすため、マイバッグ運動の推進事業を展開する。	名護市	H28	R4		事業実施									
処理体制の構築、変更に関するもの	21	施設整備に伴う分別区分の変更	その他プラスチック・ビニール、ゴム製品、プラスチック製容器包装を燃やしていいごみとして収集し、(仮称)名護市新環境センターにおいて焼却処理を行うものとする。	名護市	H28	R4		事業実施に向けた準備									
	22	事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後	多量排出事業者に対しては、一般廃棄物の減量、処理に関する計画の作成・実行を推進し、ごみの減量化を図る。	名護市	H28	R4		事業実施									
処理施設等の整備	1	(仮称)名護市新環境センター整備事業	<焼却施設> 既存施設老朽化による新規施設整備。可燃ごみの安定・適正処理の促進。	名護市	R3	R5	○								造成 工事		R5まで 継続
	2	(仮称)名護市リサイクルセンター整備事業	<マテリアルリサイクル推進施設> 処理の集約、資源化の促進。	名護市	R3	R5	○								建設 工事		R5まで 継続
施設整備に関する計画支援事業	31	(仮称)名護市新環境センター整備事業に係る計画支援事業	測量・地質調査、基本設計、発注仕様書作成、環境影響評価、造成基本設計、造成実施設計。	名護市	H28	R2	○	計画支援									
	32	(仮称)名護市リサイクルセンター整備事業に係る計画支援事業	測量・地質調査、基本設計、発注仕様書作成、環境影響評価、造成基本設計、造成実施設計。	名護市	H28	R2	○	計画支援									
その他の施策	41	再生利用品の需要拡大事業	エコショップを認定するとともに、市自らが率先して再生利用品を使用することで、市全域への普及を働きかける。	名護市	H28	R4		事業実施									
	42	廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発	関係機関等と協力しながら周知徹底に努め、廃家電及び使用済み小型家電製品のリサイクルについて継続して取り組む。	名護市	H28	R4		事業実施									
	43	不法投棄対策	市民、事業者への普及・啓発に努め、警察及び周辺行政区等との連携を図りながら、監視体制を強化する。	名護市	H28	R4		事業実施									
	44	焼却施設の二酸化炭素削減及び余熱利用対策	焼却施設の二酸化炭素削減及び余熱利用対策について調査を行う。	名護市	H28	R4		事業実施									
	45	災害時の廃棄物処理に関する事項	令和2年度に災害廃棄物処理計画の策定するとともに、収集・処理体制を整える。	名護市	H28	R4		事業実施									

施設概要(マテリアルリサイクル施設系)

都道府県名 沖縄県

(1) 事業主体名	名護市
(2) 施設名称	(仮称) 名護市リサイクルセンター整備事業
(3) 工期	令和3年度 ～ 令和5年度
(4) 施設規模	処理能力 6t/日
(5) 処理方式	破砕・選別資源化処理方式
(6) 地域計画内の役割 ※1	処理の集約と資源化の推進 市内で発生する不燃ごみ、粗大ごみの破砕処理による減容化と資源回収およびペットボトル、びん、缶類等資源ごみの資源化
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 ・ (無)

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物計画)	古紙類：3.2t、古着：0.2t、金属類0.8t、有害ごみ：0.2t
-----------------	------------------------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	1,270,000千円 (全体事業費：2,116,000千円)
------------	---------------------------------

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減量を記載すること。

施設概要(エネルギー回収施設系)

都道府県名 沖縄県

(1) 事業主体名	名護市
(2) 施設名称	(仮称) 名護市新環境センター整備事業
(3) 工期	令和3年度 ~ 令和5年度
(4) 施設規模	処理能力 58t/日 (約 29t/日 × 2炉)
(5) 形式及び処理方式	焼却処理方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 %) ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (熱回収率は未定)
(7) 地域計画内の役割 ※1	廃棄物の適正処理と余熱の有効利用
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 ・ <input type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	
(11) バイオガスの 利用計画	

(12) 事業計画額	4,911,285 千円 造成工事 : 219,285 千円 施設建設 : 4,692,000 千円 (全体事業費 : 7,819,000 千円)
------------	---

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

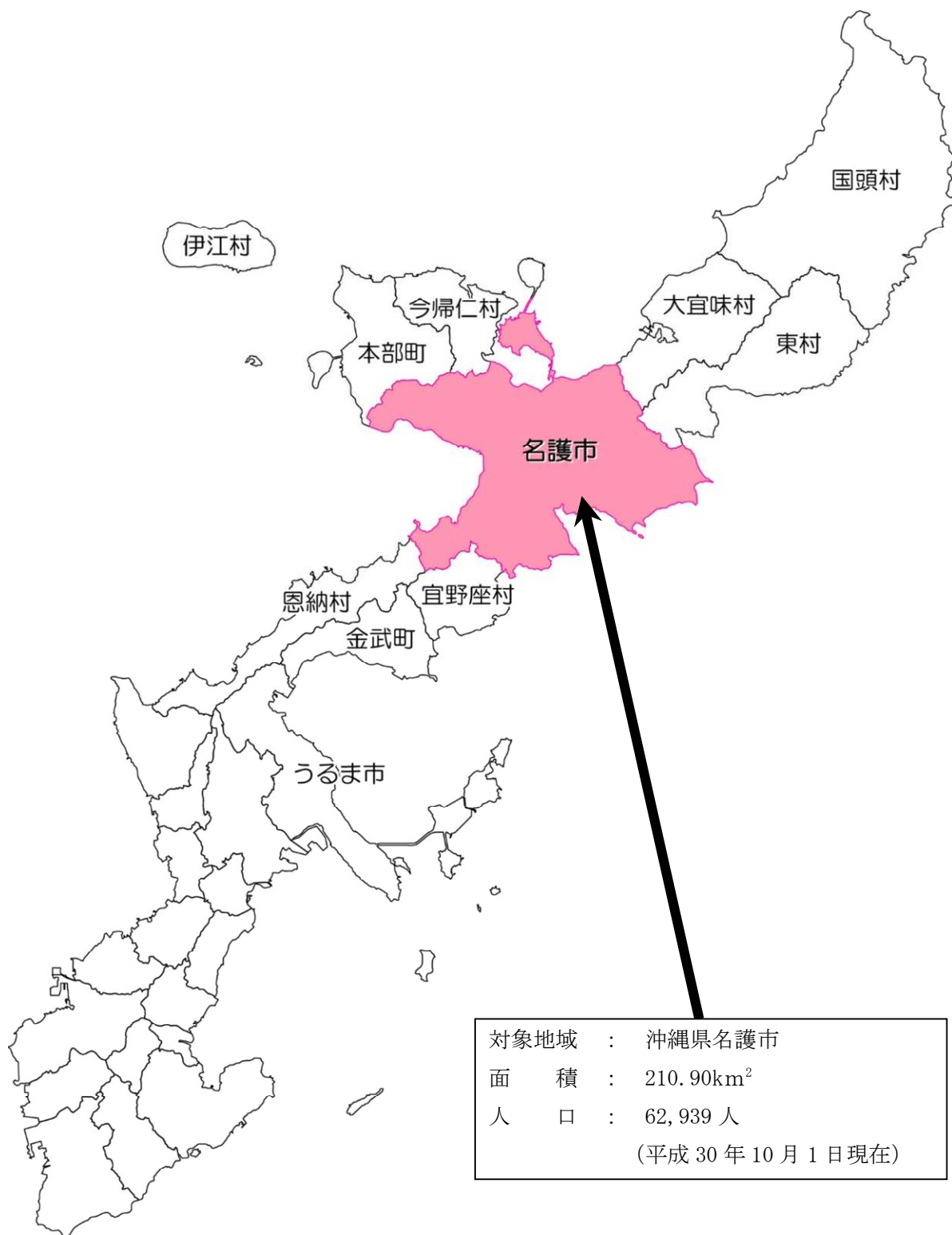
計画支援概要

都道府県名 沖縄県

(1) 事業主体名	名護市
(2) 事業目的	(仮称) 名護市新環境センター整備のため
(3) 事業名称	(仮称) 名護市新環境センター整備 (事業番号 1) に関する計画支援業務
(4) 事業期間	平成 28 年度～令和 2 年度
(5) 事業概要	測量調査・地質調査、基本設計、発注支援事業、敷地造成基本設計・実施設計、環境影響事前調査
(6) 事業計画額	180,258 千円

(1) 事業主体名	名護市
(2) 事業目的	(仮称) 名護市リサイクルセンター整備のため
(3) 事業名称	(仮称) 名護市リサイクルセンター整備事業 (事業番号 2) に係る計画支援事業
(4) 事業期間	平成 28 年度～令和 2 年度
(5) 事業概要	測量調査・地質調査、基本設計、発注支援事業、敷地造成基本設計・実施設計、環境影響事前調査
(6) 事業計画額	46,744 千円

添付資料 1 対象地域図



添付資料 2 現在及び将来のごみの分別区分

【現在】

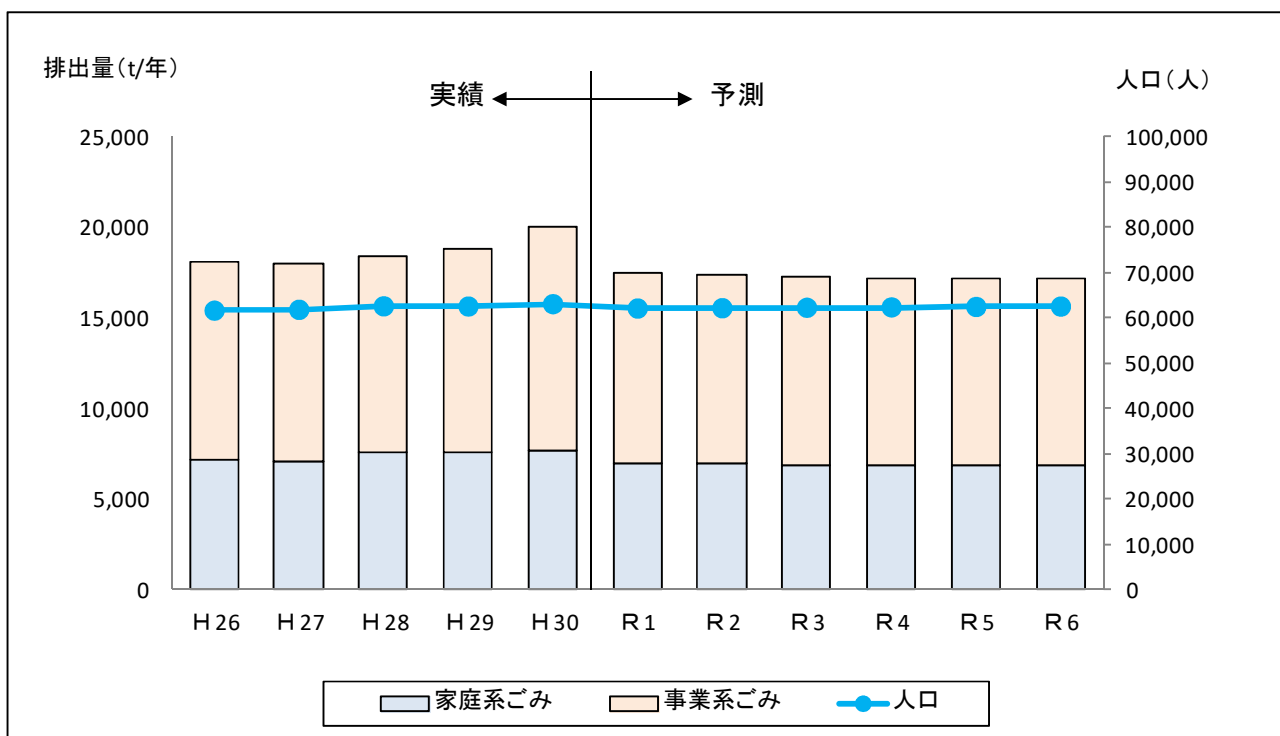
分別区分	内容
燃やしていいごみ	生ごみ、草木、下着類、ティッシュ等の紙くずなど
その他プラスチック・ビニール	雨ガッパ、カセットテープ、プラスチックのおもちゃ、プリンターなど
ゴム製品	雨靴、ゴムホース、自転車チューブ、ウエットスーツなど
紙おむつ	紙おむつ
粗大ごみ	タンス、テーブル、ソファ、イス、脚立、こたつ、自転車など
燃えないごみ	茶わん、皿類、植木鉢、花瓶、硯、ヘルメットなど
家庭用金属類	ハサミ類、なべ類、フライパン、包丁、くぎ、金属性食器など
小型家電製品	ドライヤー、カメラ、電話機、扇風機、時計（壁掛用）、ラジカセなど
空き缶	飲料水の空き缶、粉ミルクの空き缶、その他缶類
空きびん・ガラス類	酒びん、ジュース類びん、ガラス類
ペットボトル	ペットボトル
プラスチック製容器包装	食品用チューブ、菓子袋、弁当箱、シャンプー容器など
古紙類	新聞紙・折り込みチラシ、雑誌・書籍類、ダンボール、飲料用紙パック、紙製菓子箱、ティッシュ箱などの雑紙
古着	Yシャツ、Tシャツ、背広、浴衣、ジャンパーなど
食用油	食用油
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、電球、水銀を含む体温計



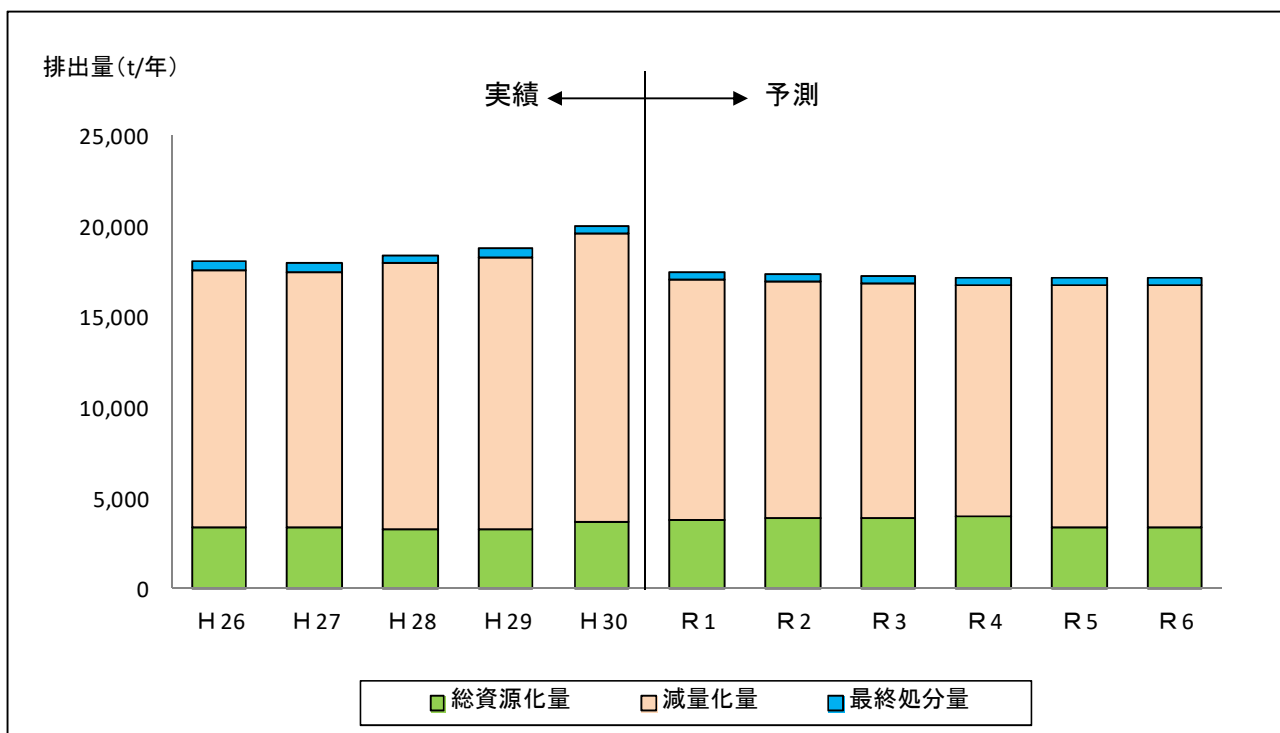
【将来】

分別区分	内容
燃やしていいごみ	生ごみ、草木、下着類、ティッシュ等の紙くず、雨ガッパ、カセットテープ、プラスチックのおもちゃ、プリンター、雨靴、ゴムホース、自転車チューブ、ウエットスーツ、プラスチック製容器包装、食用油など
紙おむつ	紙おむつ
粗大ごみ	タンス、テーブル、ソファ、イス、脚立、こたつ、自転車など
燃えないごみ	茶わん、皿類、植木鉢、花瓶、硯、ヘルメットなど
金属類	ハサミ類、なべ類、フライパン、包丁、くぎ、金属性食器、ドライヤー、カメラ、電話機、扇風機、時計（壁掛用）、ラジカセなど
空き缶 空きびん・ガラス類 ペットボトル	飲料水の空き缶、粉ミルクの空き缶、その他缶類 酒びん、ジュース類びん、ガラス類 ペットボトル
古紙類	新聞紙・折り込みチラシ、雑誌・書籍類、ダンボール、飲料用紙パック、紙製菓子箱、ティッシュ箱などの雑紙
古着	Yシャツ、Tシャツ、背広、浴衣、ジャンパーなど
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、電球、水銀を含む体温計

添付資料3 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（ごみ）

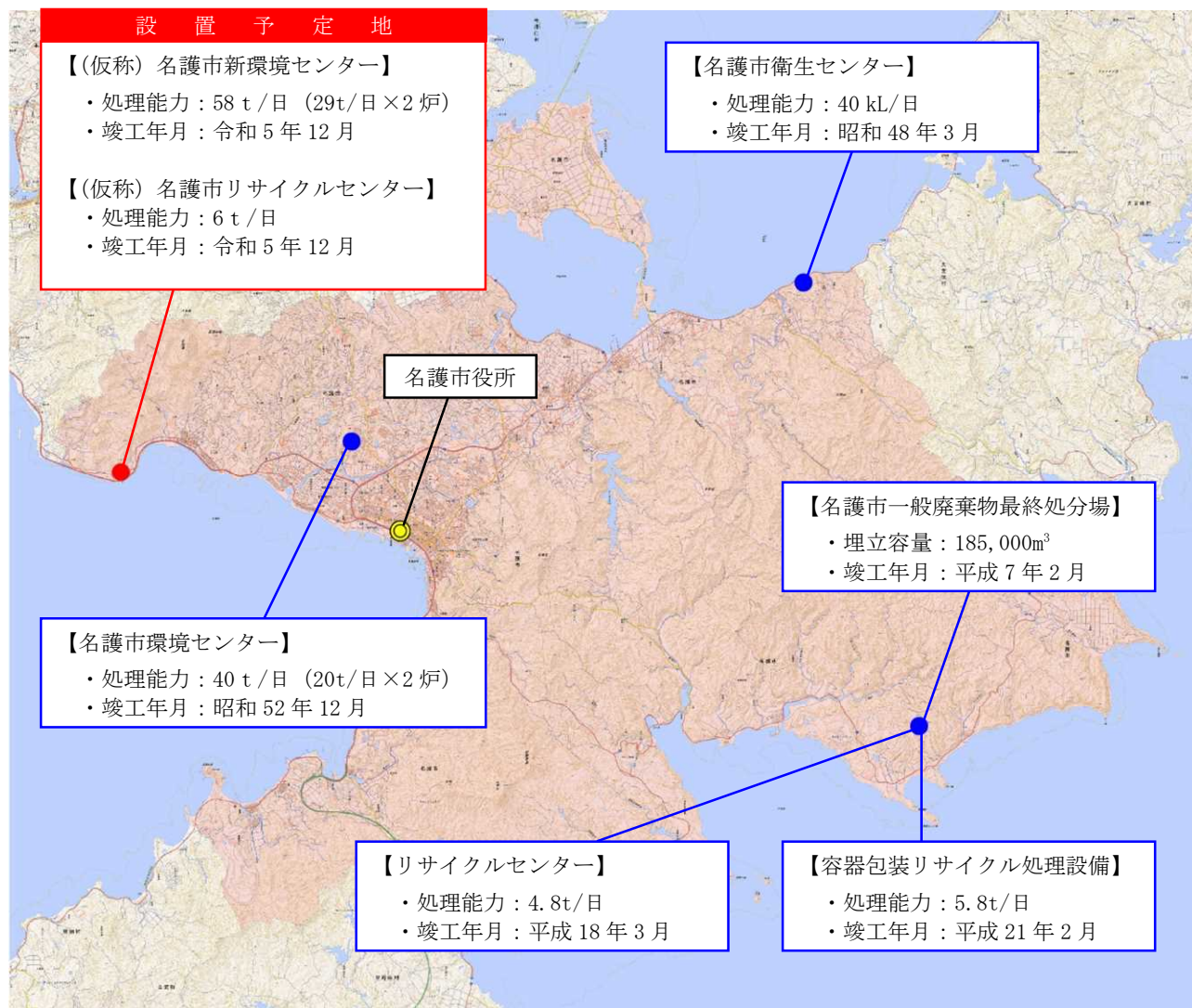


ごみ処理人口と排出量のトレンドグラフ



減量化量、総資源化量、最終処分量に関するトレンドグラフ

添付資料 4 地域内の施設現況と予定（焼却施設、資源化施設、最終処分場）



添付資料 5 現有処理施設の概要（その1）

【焼却施設】

◆名護市環境センター

	概 要
所 在 地	沖縄県名護市字宇茂佐 1710 番地 3
主 体 名	名護市
処 理 対 象 物	燃やしていいごみ・紙おむつ・可燃性の粗大ごみ
竣 工 年 月	昭和 52 年 12 月
処 理 方 式	機械化バッチ式
公 称 処 理 能 力	40t/日 (20t/日×2 炉)

【埋立処分場】

◆名護市一般廃棄物最終処分場

	概 要
所 在 地	沖縄県名護市字嘉陽 281 の 37 番地
主 体 名	名護市
処 理 対 象 物	燃えないごみ・焼却残渣・分別できない災害時等のごみ
埋 立 構 造	オープン型準好気性埋立構造
埋 立 工 法	サンドイッチ工法
竣 工 年 月	平成 7 年 2 月
埋 立 容 量	約 185,000m ³

【資源化施設】

◆容器包装リサイクル処理設備(粗大ごみ処理施設内)

	概 要
所 在 地	沖縄県名護市字嘉陽 281 の 37 番地 (最終処分場内)
主 体 名	名護市
処 理 対 象 物	プラスチック製容器包装・ペットボトル
竣 工 年 月	平成 21 年 2 月
処 理 方 式	圧縮・梱包
公 称 処 理 能 力	5.8t/日

◆リサイクルセンター

	概 要
所 在 地	沖縄県名護市字嘉陽 281 の 37 番地 (最終処分場内)
主 体 名	名護市
処 理 対 象 物	空き缶 (スチール缶・アルミ缶)
竣 工 年 月	平成 18 年 3 月
処 理 方 式	選別・圧縮
公 称 処 理 能 力	4.8 t/日

添付資料 5 現有処理施設の概要（その2）

【し尿処理施設】

◆名護市衛生センター

	概 要
所 在 地	沖縄県名護市字源河 2074 番地
主 体 名	名護市
処 理 対 象 物	し尿、汚泥
竣 工 年 月	昭和 48 年 3 月
処 理 方 式	活性汚泥処理方式（好気性二段曝気処理）
公 称 処 理 能 力	40 kL/日